

～入学・進級おめでとうございます～

新しい学年・学級がスタートしました。新学期が始まり、勉強や部活動、自分の好きなことなどを頑張ろう！と意気込んでいる人も多いと思います。でも、張り切りすぎて疲れてしまわないように、休息をとりながら自分のペースで新しい生活をスタートさせてくださいね。

新たな仲間や先生との出会いを大切に、お互いに支え合って、笑顔あふれる充実の1年にしていきましょう。

養護教諭の芝 舞子です。
みなさんが、元気に学校生活を送れるように、体と心の健康をサポートしていきます。

今年度もよろしく
お願いします。



保健室のルール・マナー

① 担任または教科担任の先生（不在の場合は学年の先生）に
伝えた後、先生か厚生委員に付き添ってもらい、来室しましょう。

② 入るときはノックをして「失礼します、〇年△組の（名前）です。」
出るときは「失礼しました」の挨拶をしましょう。

③ 保健室の中の物を使いたいときには、許可を得てから使用しましょう。

④ 学校で手当てを受けた時は、帰宅後保護者の方に話しましょう。

⑤ けがや体調不良のときは、まず自分でできる手当てをしましょう。

（例）すりきずの場合→水道水の流水で傷口の砂を洗い流す。

腹痛→まずトイレに行って排尿・排便を試みる。

※ 授業中にけがをしたときは、必ず教科担任の先生に報告しましょう。



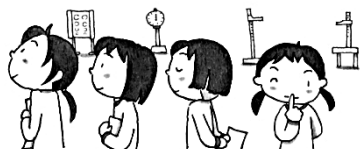
定期健康診断が始まります！

どうして健康診断を受けるの？

検診を受けるときは…

- ・体が成長しているか、健康かどうか分かるため。
- ・隠れている病気が見つかることがあるため。
- ・自分の体や健康に、関心をもつきっかけになるため。

① 静かに待ちましょう



② 忘れ物に注意！

特にメガネを使っている人は忘れずに



③ 邪魔にならない髪型に



お世話になる学校医の先生方です！お会いしたら、元気に挨拶をしましょう。

内科 佐藤 禎 先生（佐藤是医院）

歯科 佐藤 是孝 先生（佐藤歯科医院）

眼科 西垣 士郎 先生（西垣眼科）

薬剤師 横井 亜紀子 先生（あいち薬局 高杉）

耳鼻科 竹村 景史 先生（たけむら耳鼻科）

令和8年度 健康診断日程表（予定）

	1年生	2年生	3年生	7・8組
身体測定・視力・聴力検査	4月10日(金)	4月13日(月) ※身体測定・視力のみ	4月9日(木)	4月10日(金)
内科検診	4月22日(水)	6月3日(水)	5月20日(水)	4月22日(水)
眼科検診	6月9日(火)			
耳鼻科検診	6月18日(木)	6月18日(木) ※保健調査からの抽出生徒のみ		6月18日(木) ※2・3年は 抽出生徒のみ
歯科検診	5月21日(木)	5月21日(木)1・2組 6月4日(木)3・4組	6月4日(木)	5月21日(木)
腎臓検診 (尿検査)	1次	5月22日(金)		
	2次	6月5日(金)		
心臓検診	5月1日(金)	5月1日(金) ※未受診者のみ		5月1日(金) ※1年・未受診 者のみ

保護者の方へ

健康診断へのご協力ありがとうございます。

健康診断時の服装については、正確な診断に支障のない範囲で、原則、体操服や下着の着衣をして、生徒のプライバシーや心情に配慮して実施します。また、検診会場では他の生徒から見えないように衝立等で囲い、養護教諭または女性医療従事者が立ち会います。

正確な検診のため、必要に応じて学校医が体操服や下着をめくって視触診したり、体操服の首元から聴診器を入れて聴診をしたりすることがあります。これは、脊柱・胸郭・四肢の異常、皮膚疾患、心臓や呼吸器の異常の疑いを、早期発見するために行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

校内での検診終了後、欠席等の理由で検診を受けることができなかった場合は、学校医の医療機関にて健康診断（無料）を受けていただくようお願いいたします。学校医以外の医療機関で健康診断を受ける場合は、実費診療となりますのでご了承ください。対象生徒へは、別途受診案内をお渡しいたします。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付について

登下校中や学校でけがをして病院で診察や治療を受けた場合、日本スポーツ振興センターから医療費が支給されます。（ただし、スポーツ障害は除きます。）

※ 「子ども医療費助成制度」により、自己負担分が無料の場合も利用できます。医療費の1割分が給付されます。

給付を受けられるのは・・・ 登下校中、授業中、休み時間、学校行事、部活動中など、学校管理下でけがをして、病院で受診したとき。

手続きはどうするの・・・ 学校に必要な書類があります。担任の先生か、部活動顧問の先生、養護教諭に連絡をしてください。

※こんな場合は給付されません※

- ・ 医療費の合計が5,000円以下のとき
- ・ 保険診療以外で治療を受けたとき

※ 書類が未提出の場合、給付を受けることができません

